

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 賠償の金額

金3,896,979円

2 賠償する相手方

住所

氏名

3 理由

道路の管理瑕疵により被害を与えたため。

令和3年12月24日

伊丹市長 藤原 保幸

(参 考)

1 事故発生日時

令和元年7月2日 午前5時44分頃

2 事故発生場所

伊丹市鴻池7丁目2番1号付近 天王寺川左岸堤防

3 事故発生の状況

市道に設置していたガードレールとその支柱をつなげているボルトが外れていたため、相手方がガードレールに手をかけてよりかかったところ、バランスを崩して転倒し、負傷したものである。

4 被害状況（相手方）

恥骨及び尾てい骨の骨折並びに手の擦り傷

5 示談成立年月日

令和3年12月24日